

登録と注射  
忘れないでね。

## 犬の飼い主さんへ

飼い主さんは、狂犬病予防法にもとづいて、飼い犬の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受けなければいけません。

### 🐾 飼い犬の登録 をしましょう

- お住いの市町村で手続きをしましょう。
- マイクロチップを環境省に登録することによって、狂犬病予防法の登録を行ったとみなす市町村もあります。詳しくはお住いの市町村窓口までお問合せください。

### 🐾 毎年一回狂犬病 予防注射を 受けましょう

- 狂犬病予防注射は、毎年1回、春（又は秋）の集合注射で行い、注射済票の交付を受けましょう。
- 動物病院で注射を受けた場合、注射済票の交付の方法については動物病院に確認しましょう。

### 🐾 鑑札・注射済 票を首輪につ けましょう

- 鑑札及び注射済票は首輪などに装着しましょう。
- マイクロチップ、鑑札及び注射済票は、迷子札の役割も果たします。

青森県動物愛護センター

〒039-3505 青森市大字宮田字玉水 119-1

TEL. 017-726-6100

URL: <https://www.aomori-animal.jp>

